

南丹市地域防災計画 改訂の概要

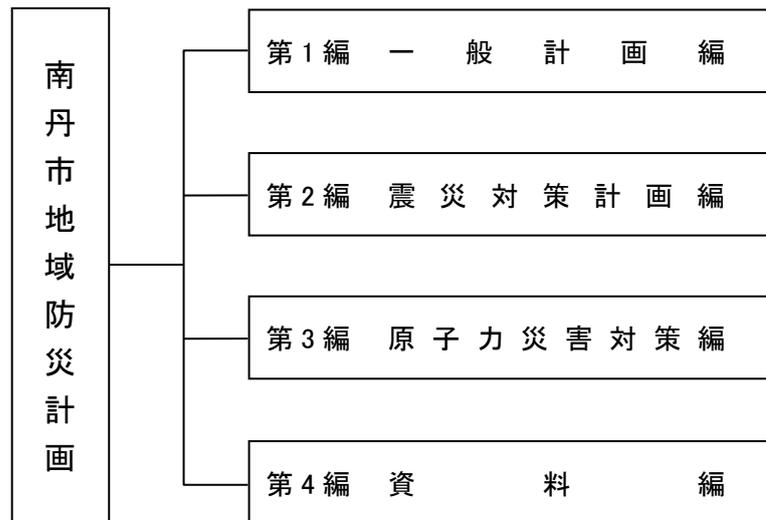
1. 南丹市地域防災計画とは

南丹市地域防災計画（以下、「本計画」という）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、南丹市防災会議が作成する計画で、市域の防災に関して総合化と計画化を図り、万全を期することを目的としています。

この目的のため、本計画では「1. 災害に強いまちづくり」、「2. 災害に強い体制づくり」、「3. 災害に強い人づくり」の3つの理念のもと、施設・設備、情報、教育・啓発、訓練のハードとソフト両面から取組を推進し、被害を最小限にとどめるよう努めることとしています。

2. 南丹市防災計画の全体構成

本計画は下図に示す4編から構成されており、各編とも定期的に内容の確認を行い、必要に応じた改訂を行います。



3. 修正の経緯

今回の改訂は、近年発生した災害の教訓等を踏まえた上位計画（国の防災基本計画及び京都府地域防災計画）の改訂事項の反映、市の組織改編、施設・設備内容の変更等に伴う部分的な改訂を行うものです。

■改訂の主な視点

- ① 上位計画（国の防災基本計画、京都府地域防災計画）の改訂事項の反映
- ② 市の組織改編、施設・設備内容の変更等に伴う部分的改訂

4. 主な改訂事項

(1) 一般対策編

①避難情報の名称変更

令和3年5月の法改正による、「避難準備・高齢者等避難開始」の「高齢者等避難」への変更、「避難勧告」の廃止等、避難情報の名称の変更。

旧		現(R3.5.20～)
避難準備・高齢者等避難開始	⇒	高齢者等避難
避難勧告	⇒	避難指示
避難指示(緊急)	⇒	

②新型インフルエンザ等の感染症対策

- ・避難所における感染症対策について、平時から防災部局と保健福祉部局、府が連携し、避難所の過密防止に向けた旅館やホテル等の多様な避難所の確保、感染者が発生した場合の対応方針（感染者向けの専用スペースの確保、一般避難者との動線の分離等）の確認。

③多様な避難者への配慮

- ・指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力やDVの発生防止に向けた対策（トイレ、更衣室、入浴施設等の設置場所、照明増設、ポスター掲載等の対策の実施、被害者相談窓口に関する情報の提供）
- ・住民票を持たないホームレス等の適切な受入方法についての事前検討

④災害時の要配慮者・観光客・帰宅困難者への支援体制の強化

- ・発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動しない」こと、また、出勤・通学時の発災の際は「自宅又は事業所、学校等のいずれか近いほうに向かうこと」についての、観光客や帰宅困難者に対する広報の実施。
- ・駅や観光地周辺における混乱の防止や、帰宅できない状況が長時間に及んだ場合に備え、公園や寺社等を一時退避場所に、公共施設や民間の集客施設を一時滞在施設としてそれぞれ開設。

⑤り災証明書の迅速な交付に向けた対策

- ・り災証明書発行部局と応急危険度判定担当部局との情報共有による、災害時の住家被害の調査・判定の早期実施の実現
- ・担当者の育成と指導者の養成、り災証明書発行訓練の実施
- ・写真による自己判定方式の導入等による、り災証明書発行業務の迅速化

(2) 震災対策計画編

①構造物や施設の安全確保

- ・地震被害の軽減に向けた耐震改修、家具の転倒防止、施設管理者に向けた、吊り天井や外壁材等の非構造部材の落下防止対策の重要性の啓発、建築基準法上危険なブロック塀の除却等の平素からの啓発。
- ・ため池における定期的な点検や監視装置、水位計、排水装置の遠隔操作機能の付加等 I C T 化の推進。

②車中避難対策

- ・車中泊避難者数の把握や避難者への情報提供、健康管理、救援物資の提供、エコノミークラス症候群対策等の課題への対応。

③安否不明者等対策

- ・関係機関の協力を得た、積極的な情報収集の実施
- ・速やかな安否不明者等の氏名等の公表に向けた、平常時における府との手続等の整理、明確化

(3) 原子力災害対策編

①複合災害への対応方針

- ・複合災害が発生した場合も人命の安全を第一とし、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする対応方針を明示する。

②UPZ内の状況の把握

- ・国が原子力緊急事態宣言を発出した際、UPZ内の住民等に対し、屋内避難の実施等を指示するとともに、UPZ内の住民等の避難・一時移転の方針、避難ルート、避難先、移動手段等の事項について、状況の把握等を実施。

③感染症等の流行時における原子力災害発生の際の防護措置

- ・住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、避難や屋内退避における各種防護措置を実施。
- ・避難又は一時移転を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うことなどについて、関係機関等と連携して対応

南丹市国民保護計画 改訂の概要

1. 南丹市国民保護計画とは

南丹市国民保護計画（以下、「本計画」という）は、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）第35条の規定に基づき、南丹市国民保護協議会が作成する計画で、万が一、武力攻撃事態等が発生した場合における国民の保護のための措置（以下、「国民保護措置」という）を的確かつ迅速に実施し、市民の安全・安心を確保することを目的としています。

また、この計画は定期的に内容の確認を行い、必要に応じた改訂を行います。

2. 南丹市国民保護計画の全体構成

本計画は下図に示す5編と資料編から構成されており、市の実施する避難、救援、武力攻撃災害への対処や、平素からの訓練、啓発等に関する事項を定めています。

南 丹 市 国 民 保 護 計 画	第1編 総論
	第2編 平素からの備えや予防
	第3編 武力攻撃事態等への対処
	第4編 復旧等
	第5編 緊急対処事態における対処
	資料編

3. 修正の経緯

今回の改訂は、上位計画（国の国民保護計画及び京都府国民保護計画）の改訂事項の反映、市の組織改編等に伴う部分的な改訂を行うものです。

■改訂の主な視点

- ① 上位計画（国の国民保護計画及び京都府国民保護計画）の改訂事項の反映
- ② 市の組織改編等に伴う部分的改訂

4. 主な改訂事項

(1) 国民保護措置の適用対象の拡大

⇒国民保護措置の適用範囲の「外国人」、「観光旅行者等」への対象の拡大

市内に居住、滞在する外国人や、市を訪れる観光旅行者について、武力攻撃災害からの保護対象に含め、情報の伝達方法や帰宅困難者への対策を平素から検討しておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の活用

⇒避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えとして、「避難行動要支援者名簿」の避難支援等関係者への提供を推進する。

(3) 市民への啓発項目の追加

⇒弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国が作成する資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達、弾道ミサイル落下時の行動等について、平素からの市民へ周知する。

(4) 要配慮者等への支援体制の整備

⇒高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という）への支援体制として、所在の把握、情報の伝達体制、避難支援体制、安全確保等の面から整備に努める。また、日本語の理解が不十分な外国人に対する情報伝達体制や、安全確保に努める。

(5) 住民が避難する際に留意すべき事項

⇒府との広域的な調整を進めるとともに、大規模集客施設等において施設管理者と連携した円滑な避難の実施に努める。また、積雪時における避難の際、府と連携した市民の健康管理や交通路の確保や、ペット等の家庭動物の保護、危険動物等逸走対策に努める。

(6) 武力攻撃原子力災害への対処

⇒府に隣接する関西電力（株）高浜発電所、大飯発電所施設への武力攻撃により原子力災害（武力攻撃原子力災害）が発生した場合の措置として、南丹市地域防災計画原子力災害対策編に準じた措置をとることの明記。

(7) 文化財の保護

⇒文化財を武力攻撃から保護するため、文化財の所有者等への警報、避難の指示等の迅速かつ的確な情報伝達の推進。文化財が被災した場合の市教育委員会による文化財の被災状況の調査や、早急な復旧に向けた、国（文化庁）や府との連携強化について記載内容を具体化。